

混合粗大ごみ処理実証事業について

本市の実情に応じたごみ処理システムの構築に向けて、市民アンケート調査結果において市民ニーズが高い「混合粗大ごみ」処理の実証事業について、加茂・河崎・夜見地区の住民の協力のもとに次のとおり実施します。

1 現状と課題

- (1) 本市では、令和3年2月に策定した第4次一般廃棄物処理基本計画において、分別収集・処理に当たって、環境負荷面や経済面等を考慮しつつ、本市の実情に応じたごみ処理システムの構築を目指すこととしている。
混合粗大ごみの特別収集については、市民アンケート（令和元年度実施）の結果からも、ごみを出すに当たり「分解や切断ができない」ため困っていると回答した人が最も多い35%であること、今後必要な市の取組については、「分解が困難なごみの特別収集」と回答した人が46%と最も多くあったことから、市民ニーズが高い現状にある。
- (2) 現在、混合粗大ごみを自分で可燃物と不燃物に分解できず、廃棄に困っている方に対しては、収集運搬許可業者に廃棄依頼（有料）することを案内しているが、その他の選択肢がなく廃棄をためられる方もあり、災害廃棄物等の減量化の観点からも、現況のごみ処理における課題の一つである。

2 事業目的

市民の負担軽減及び災害廃棄物等の減量化等を図ることを目的にした混合粗大ごみの特別収集の実施に当たり、実証事業により、市民ニーズ、事業実施に当たっての安全性等について検証し、全市展開に向けた課題整理等を行う。

3 実証事業について

- (1) 実施期間 令和4年10月～令和5年3月（6か月間）
- (2) 実施対象地区 米子市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）周辺地域（加茂・河崎・夜見地区）
- (3) 実施内容 混合粗大ごみをクリーンセンターに持ち込んでいただき、同施設内のストックヤードで回収する。回収後は、混合粗大ごみをできる限り資源化することが可能な処理業者に委託して処理する。
- (4) 検証項目
 - ・混合粗大ごみの種類及び排出量及び全市的な排出量を推計
 - ・クリーンセンター施設内での適正な回収の安全性確保策
 - ・今まで廃棄しなかった理由や本事業に対する評価などの聞取り
 - ・全市展開することが可能な仕組みの構築
 - ・処理経費等
- (5) 予算 混合粗大ごみ処理委託料 1,576千円
- (6) 処理費用の負担額 処理に要する費用は実費相当として、搬入1回につき385円とする。搬入量が10kgを超える場合は10kg当たり385円を加算する。（消費税及び地方消費税額相当込み） *詳細については別紙参照。
- (7) 周知方法
 - ・各自治連合会の自治会長会で周知を図り、回覧等の依頼を行う。
 - ・ホームページによる周知 など
- (8) スケジュール（案）

令和4年9月	加茂・河崎・夜見地区の自治会長会において事業説明
令和4年10月	加茂・河崎・夜見地区を対象に実証事業を開始（～令和5年3月）
令和5年4月～	実証事業の検証を行い、全市展開に向けた課題整理等（全市展開可能な場合は、令和6年4月から事業実施予定）

【参考】 第4次一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月策定）第2部 第4章 基本方針 P69 抜粋
第4次一般廃棄物処理基本計画に定める基本方針

II 適正処理の推進

分別収集・処理に当たっては、環境負荷面や経済面等を考慮しつつ、本市の実情に応じたごみ処理システムの構築を目指します。

また、災害時における災害廃棄物の適正処理、不法投棄・ポイ捨て・不適正処理の防止、海岸漂着物の適正処理に努めます。

4 他市町村の状況について

(1) 鳥取県内4市の粗大ごみ処理の状況

自治体名	鳥取県				
	米子市	鳥取市	倉吉市	境港市	
区分名	不燃性粗大ごみ	大型ごみ	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	
回収方法	①定期収集（地域ごと） ②持ち込み	①申込制（電話）自宅前等 ②持ち込み	①定期収集（地域ごと） ②持ち込み	①事前予約（戸別） ②持ち込み	
回収回数	月2回	随時（予約）	年3回	週1回他（予約）	
料金	収集	シール(1個につき1枚)63円	品目ごと500円～ 3,000円 現金又はシール	手数料なし	1,047円
	持ち込み	可燃物と不燃物に解体し、それぞれの施設に搬入。 搬入先別 可燃：10kg当たり199円 不燃：10kg当たり178円	可燃物と不燃物に解体し、それぞれの施設に搬入。 搬入先別 可燃：10kg当たり120円 不燃：10kg当たり390円	可燃物と不燃物に解体し、施設に搬入 可燃：10kg当たり167円 不燃：10kg当たり177円	可燃物と不燃物に解体し、それぞれの施設に搬入。 搬入先別 可燃：10kg当たり178円 不燃：10kg当たり178円

(2) 混合粗大ごみの処理（持ち込み）を行っている近隣市町の状況

自治体名	鳥取県		島根県
	伯耆町	大山町	松江市
区分名	混合粗大ごみの拠点回収	混合粗大ごみ	粗大ごみ
回収方法	伯耆町清掃センターに持ち込み	名和クリーンセンターに車等で持ち込み	①申込制（電話かメール）市との打合せ場所 ②持ち込み
回収回数	年2回 午前9時から正午	年3回	年度内2回 (1回2個まで)
料金	収集	—	1個につき768円 処理手数料券
	持ち込み	10kgまで500円 以降10kgごとに150円加算 【参考】可燃ごみ 40kgまで100円 以降10kgごとに30円加算	10kg当たり210円 【参考】可燃ごみ 10kg当たり210円

※伯耆町及び大山町以外の県内市町村は、持ち込みによる混合粗大ごみの処理は未実施

(別紙)

1 処理費用の負担額について

(1) 負担額算出の基本的な考え方

現在、可燃ごみをクリーンセンターに直接搬入する場合の処理手数料は、10kg 当たり 199 円である。この額は、直接搬入に係る可燃ごみ処理経費を直接搬入量で除して算出したものを基に算定したものである。このたびの混合粗大ごみの処理に要する費用の負担額の算出についても、同様の考え方をを用いて算出することとする。

(2) 算出額

搬入1回につき 385 円。

搬入量が 10kg を超える場合は 10 kg 当たり 385 円を加算する。

なお、算出に当たっては、処理量及び処理経費を基にするとともに、現行の処理手数料と同様に、消費税及び地方消費税額相当を加味した。

(算定根拠)

処理業者への委託料は一般的に体積（コンテナ）当たりで換算するが、受け入れ施設のクリーンセンターにおいては、市民の方が持ち込まれる混合粗大ごみを 1 個ずつ正確に体積の計測を行うことは困難であることから、クリーンセンターで計測可能な重量を基に負担額を算出する。

項 目		金額等	備 考
処理量	①	45,000 kg	持込量
処理経費	②	1,576,000 円	③+④
(内訳)	分別処理経費	③	1,188,000 円
	運搬経費	④	388,000 円 コンテナ 18 稼働分
10kg 当たりの運搬処理経費	⑤	350 円	②÷①×10kg
10kg 当たりの処理費用負担額 (消費税及び地方消費税額相当を含む)	⑥	385 円	⑤×1.1

※体積と重量の換算は、環境省通知「産業廃棄物の種類と体積から重量への換算係数（参考値）」に基づく試算による。

(実際の徴収額のイメージ)

搬入量	米子市			参考		
	混合粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	伯耆町 混合粗大ごみ	大山町 混合粗大ごみ	松江市 粗大ごみ
～10kg	385 円	199 円	178 円	500 円	210 円	500 円
10kg～20kg	770 円	398 円	356 円	650 円	420 円	500 円
20kg～30kg	1,155 円	597 円	534 円	800 円	630 円	500 円
30kg～40kg	1,540 円	796 円	712 円	950 円	840 円	500 円
40kg～50kg	1,925 円	995 円	890 円	1,100 円	1,050 円	500 円